

## ◎新潟県告示第274号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

### 1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

### 2 実施する区域

県内一円

### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

### 4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

### 5 検査の方法

- (1) 臨床検査
  - (2) 急速凝集反応法又はエライザ法
- 

### 1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

### 2 実施する区域

県内一円

### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

### 4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

### 5 検査の方法

- (1) 臨床検査
  - (2) ツベルクリン皮内反応法
- 

### 1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

### 2 実施する区域

県内一円

### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- (3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

### 4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

### 5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) スクリーニング法、リアルタイムPCR法又はヨーニン反応

- 
- 1 実施の目的  
牛のピロプラズマ病の発生を予防するため
  - 2 実施する区域  
県内一円
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
(1) 放牧牛  
(2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
  - 4 実施の期日  
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
  - 5 検査の方法  
(1) 臨床検査  
(2) 血液検査

- 
- 1 実施の目的  
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
  - 2 実施する区域  
県内一円
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体
  - 4 実施の期日  
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
  - 5 検査の方法  
エライザ法

- 
- 1 実施の目的  
馬伝染性貧血の発生を予防するため
  - 2 実施する区域  
県内一円
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
以下の項目の馬のうち家畜保健衛生所長が必要と認める馬  
(1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬  
(2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬  
(3) 前二項目の馬と同一施設内で飼育している馬  
(4) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬  
(5) その他農林水産大臣又は都道府県知事の指定する馬
  - 4 実施の期日  
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
  - 5 検査の方法  
(1) 臨床検査  
(2) 寒天ゲル内沈降反応法

- 
- 1 実施の目的  
豚コレラの発生を予防するため
  - 2 実施する区域  
県内一円
  - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
  - (2) エライザ法
- 

1 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
  - (2) ラテックス凝集反応法
- 

1 実施の目的

鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏場で飼養されている9週齢以上の鶏のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める鶏

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
  - (2) 急速凝集反応法
- 

1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病<sup>そ</sup>の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
  - (2) 脱脂乳による試験
  - (3) 細菌学的検査
- 

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成29年6月1日から平成29年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) 中和試験

---

1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める家きん

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) エライザ法

(3) その他必要な検査